

トンボの眼の会員に贈る

『弥生の王都・原の辻遺跡と巨大古墳を訪ねる』
2011年10月12日(水)－15日(土) 4日間

『島の考古学』シリーズ第1弾・壱岐編

魏志倭人伝で描かれた倭の国々の唯一、特定できる国の都・原の辻遺跡、
双六古墳をはじめとする巨大古墳はどうして造営されたのか。多くの古代史の現場を訪れます。



壱岐・原の辻遺跡

写真はイメージです

「文化遺産と共に生きる」をテーマとするミニコミ誌

企画：『トンボの眼』編集室

旅行問合せ・お申込み：㈱Jトラベルセンター 企画販売部

『弥生の王都・原の辻遺跡と巨大古墳を訪ねる』

『魏志倭人伝』で唯一・王都と特定される一支国の原の辻遺跡は1キロ四方に広がる多重環濠集落です。その弥生の大遺跡を見下ろす高台に2010年に開館した一支国博物館は魏志倭人伝の世界。高地性集落のカラカミ遺跡も必見です。近年、杵岐の古墳群が注目されています。杵岐がヤマト政権の大陸への進出拠点から防衛の兵站基地として重要視したことが判ってきたからです。笹塚古墳、双六古墳など6基の巨大古墳を

●期間:10月12日(水)～15日(金)＝4日間

●旅行代金:羽田発着 133,000円(2名1室)

●一人部屋追加料金: 11,000円

◆食事:朝2・昼・3・夕2回付

◆最少催行:12名 定員:25名

～ 日程表 ～

	日時	曜日	出発/到着地	スケジュール	食事
1	2011年 10月12日	水		往路、博多港発/杵岐島のジェットホイルが午前便のため、羽田空港周辺で前泊します。 ＜羽田空港周辺ホテル宿泊＞ *お客様ご自身でチェックインしていただきます。	
2	10月13日	木	羽田 福岡 杵岐(芦辺)	羽田空港(07:15)→JAL303便→福岡空港(09:10)＝博多港(10:45)・・・ジェットホイル113便・・・杵岐・芦辺港(11:50)＝はらぼげ地蔵・昼食＝芦辺町(大塚山古墳)＝杵岐市一支国博物館・長崎県埋蔵文化センター＝原の辻遺跡＝岳ノ辻＝郷ノ浦町 ＜郷ノ浦泊＞	昼 夕
3	10月14日	金		郷ノ浦＝勝本町(勝本城跡、串山の古墳群、杵岐風土記の丘「古墳館」・昼食、掛木古墳、笹塚古墳、百合畑古墳、双六古墳、カラカミ遺跡、対馬塚古墳＝郷ノ浦町 ＜郷ノ浦泊＞	朝 昼 夕
4	10月15日	土	杵岐(芦辺) 福岡 羽田	郷ノ浦町＝勝本町(住吉神社)＝芦辺町(鬼の窟古墳、国分寺跡、月読神社・昼食)＝杵岐・芦辺港(14:25)・・・ジェットホイル124便・・・博多港(15:30)＝福岡空港(17:30)→JAL326便→羽田空港(19:00)、解散	朝 昼

<上記日程は2011年8月23日(火)に作成したものであり、現地の都合により変更せざるを得ない場合がございます>

みどころ

壱岐

双六古墳／長崎県下最大の前方後円墳で、全長91m、前方部の高さ5m、後円部の高さ10.6m。巨石を用いた横穴式石室は玄室・前室・羨道からなる構造で、前室が5.6メートルと長く、壱岐の横穴式石室の大きな特色となっています。金銅製品、青銅製品、鉄製品、ガラス玉、土器類といった多種多様の遺物が出土し、中でも単鳳環頭太刀柄頭（たんほうかんとうたちつかがしら）や二彩、新羅（しらぎ）土器などはこの古墳を取り巻く環境が国際的に重要であったことを物語っています。前室の右側壁に線刻による Gondra 船が描かれていて興味をひかれます。掛木古墳／6世紀末～7世紀前半築造の円墳で、墳丘の直径は約30m。県下で唯一の「くり抜き式家形石棺」を持つ古墳として有名です。原の辻遺跡（はるのつじいせき）／幡鉾川下流にある、弥生時代前期から古墳時代初期にかけての大規模環濠集落を中心とする遺跡で、魏志倭人伝に登場する「一大国」の国都とされています。遺跡発掘は1923年（大正12年）、地元の小学校教諭による小規模なものからはじまり、戦後、1951年（昭和26年）より1961年（昭和36年）の10年間に九学会連合・東亜考古学会により4回にわたる発掘調査が行われ、以後も長崎県教育庁原の辻遺跡調査事務所を中心に調査が継続され、また、現在も調査は継続されています。1993年（平成5年）の大規模な調査で三重の濠を巡らせた大規模な環濠集落、祭祀建物跡、壕の外西北では船着き場の跡もが検出されました。環濠集落の規模は東西約350メートル、南北約750メートルで、東側に、役人の家や役所があったと想像されます。壕の外に墓地も見つかっており、遺跡全体の総面積は100ヘクタールにも及ぶ広大なものです。出土物に大陸系の品が多く、中国鏡、戦国式銅剣、貨泉などの中国の銭貨、トンボ玉、鑄造製品、無文土器、三韓系土器、楽浪系の土器などがあります。また、弥生時代中期の竪穴住居址から炭化した米、麦が出土しています。シカ、イノシシ、ウマをはじめとする獣骨や魚骨が出土、石器では石斧・片刃石斧・石包丁に一部鉄器を交えますが、後期になると石器はほとんど姿を消し、手斧・鎌・刀子など鉄器が豊富になります。なかには鉄器の原材料と想定できる板状のものがあり、これからさまざまな鉄器を造り出したことも伺えます。

武末城跡／肥前名護屋城を本営とした豊臣秀吉が朝鮮出兵に際して、その兵站（へいたん）基地とした駅城で、海上交通上の要路である勝本港に臨む城山に設けられた。戦役終了後破却され、現在は山頂に本丸跡があり石垣が残っています。また蕉門十哲のひとり河合曾良（かわいそら）の句碑などもあります。安国寺／平和祈願と元寇以来の戦死者の菩提を弔うため、全国六十六ヶ国と二島に建立された安国寺の一寺で、壱岐では従来あった海印寺を安国寺に当てられた。室町時代の貴重な宝物が多い。

壱岐市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター(併設)／国の特別史跡である原の辻遺跡の復元整備と連動した展示構成で、



ガヤノキ古墳



掛木古墳



原の辻遺跡上空写真



壱岐市立一支国博物館

写真はイメージです

10月12日発『弥生の王都・原の辻遺跡と巨大古墳を訪ねる』旅4日間

2011年10月12日発『弥生の王都・原の辻遺跡と巨大古墳を訪ねる』

フリガナ		生年月日	西暦	年	月	日
氏名		お1人部屋希望 (有料です) ○をつけて下さい	希望する	希望しない		
	男・女	トンボの眼 会員 ○をつけて下さい	会員	非会員		
住所	〒	同行者氏名				
	—	同行者 住所・TEL				
TEL		その他 ご希望等				
FAX						
E-mail						

※参加ご希望の方は、上記申込書をご記入の上、弊社までFAX(03-6402-7583)またはご郵送下さい。

ご旅行条件（要約）お申し込みの際は別途お渡しする旅行条件書をご一読下さい

1.募集型企画旅行契約の部
この旅行は、株式会社Jトラベルセンター 企画販売部（以下当社といいます）が実施する手配旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。手配旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程及び当社旅行契約約款によります。

2.旅行のお申し込み
当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り入れます。
区分 申込金（お一人様）
旅行代金が30万円以上 50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満 30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満 20,000円以上旅行代金まで

3.旅行契約の成立時期
旅行契約は、当社が第2項の申込金を受領した時に成立すると取ります。（運賃契約の場合を除きます）

4.旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃（コースにより等級が異なります）
(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日にお客様負担）と夜配してある場合を除きます
(3)旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
(4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（2人部屋に2人ずつの宿泊を標準とします）
(5)旅行日程に明示した食事の料金・税・サービス料金
(6)手荷物の運搬料金
お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お一人様20kg以内が原則となっておりますが、方面によって異なりますので詳しくは領書にお尋ね下さい）手荷物の運送は当該運搬機関が行い、当社が運送期間に運送委託手続を代行するものです。
(7)団体行動中の心付
(8)添乗員付コースの添乗員の同行費用
上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しは致しません。

5.旅行代金に含まれないもの（前第4項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします）
(1)超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を越える分について）
(2)クリーニング代、電報送料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付、その他追加飲食等個人的性質の娯楽費用及びそれに伴うサービス料
(3)渡航手続き費用（領事館印紙・査証料・予防接種料金・渡航手続き取扱い料金）
(4)お一人部屋を使用される場合の追加料金
(5)ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
(6)日本国内の空港施設使用料
(7)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費・宿泊費
(8)旅行日程中の空港税（日本国内通行税を含む）、但し、空港税等を含んでいる事が表記されているコースを除きます。
(9)運送期間等の際す付加運賃・料金
6.旅行契約の解除・払戻し
お客様は次に定める取消料をお支払いいただく事により、いつでも旅行契約を解除することができます。
契約解除の日 取消料（お一人様）
旅行開始日がピーク時の旅行で、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降 旅行代金10%
(最高50,000円まで)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで 旅行代金が30万円以上……………50,000円
旅行代金が15万円以上30万円未満……………50,000円
旅行代金が10万円以上15万円未満……………40,000円
旅行代金が10万円未満……………旅行代金の30%
旅行開始日の前々日～当日 旅行代金の100%
旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%
注1（ピーク時）とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日を言います。
7.当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に一定の率を乗じた変更保証金を支払います。詳

しくは、別途交付する詳細旅行条件書でお確かめ下さい。

8.旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2011年4月1日を基準としています。また旅行代金は2011年4月発効のIT運賃及び2011年8月23日現在有効な普通航空運賃、適用規則に基づいて算出しています。

9.旅費管理
当社は、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ通知し当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10.個人情報取扱
旅お申込みの際に提出された、申込書に記載された個人情報について、お客様のご連絡に利用させて頂く他、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配、及びそれらのサービスを提供するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他将来お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やキャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想提供のお願ひ、統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させて頂く事があります。
● 海外危険情報・衛生情報
渡航先（国または地域）によっては外務省危険情報等の、安全・衛生関係の情報が発表されている場合がございます。お申込みの際は、旅行取扱店または外務省海外安全相談センター（TEL:03-5501-8182またはFAX:0570-02330）、外務省海外安全ホームページ（http://www.anzen.mofa.go.jp）、衛生情報については厚生労働省健康被害情報センターホームページ（http://www.forth.go.jp）でご確認いただけます。
● 旅行取扱店等とはお客様の旅行を取扱う業務での取引に関する責任者です。この旅行契約に関する、且当社からの説明に不十分な点があれば、ご遠慮なく記載の旅行取扱店等へお尋ね下さい。

旅行お申込み先：株式会社Jトラベルセンター 企画販売部（東京都知事登録旅行業 第3-5961号）
〒105-0013 東京都港区浜松町1-7-3 第一ビル
TEL 03-6402-7585 FAX 03-6402-7583 担当:宮地・水沢